

伊予市勢要覧作成業務仕様書

1 業務の名称

伊予市勢要覧作成業務

2 業務の目的

伊予市が有する自然、歴史、文化等の情報や、市勢及び現況をビジュアル的に分かりやすく紹介し、市内外に本市の魅力を広く発信するとともに、本市への理解を深めてもらうことを目的に、2019 年版の伊予市勢要覧を作成する。

3 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から平成 31 年 2 月 28 日（木）までとする。

4 委託限度額

本業務の委託限度額は、3,210 千円（消費税及び地方消費税を含む。）までとする。

5 業務の内容

(1) 表紙及び本文全般にわたる企画・デザインの作成

ア 企画立案、デザイン、レイアウト、現地取材、写真撮影（ドローン含む。）、原稿、編集、校正、印刷、製本、納品など伊予市勢要覧作成に必要な全ての作業を実施すること。

イ デザインについては、ユニバーサルデザインに配慮したデザインにすること。

ウ 写真を多く、活字を少なくすること。

エ 写真については、原則として受注者において用意すること。ただし、契約期間内に写真撮影が困難な時期の風景等の写真については、発注者が所有する写真のうちから提供するものとする。

オ 発注者の指示に基づき校正作業を実施すること。

(2) 印刷・製本

ア サイズ等 A 4 判、50 ページ程度（本編のみ）

イ 印刷部数 1,000 部

ウ 印刷 オフセット印刷

エ 刷色 オールカラー

※環境に配慮したインクを使用すること。

オ 製本 無線綴じ

カ 紙質 表紙 アートポスト紙 四六判 220 kg

本文 アート紙 菊判 93.5 kg

※「伊予市勢要覧 2014」と同程度

(3) 電子データの作成

受注者は、以下のデータを作成する。なお、元となった画像データ、図表データ、イラストデータ、文字データも含めること。

ア PDFファイル

(ア) 低解像度PDFファイル（ホームページ掲載用）

ディスプレイ上及び印刷しても十分判別可能であること。

(イ) 高解像度PDFファイル（二次利用用）

画像解像度 300dpi 以上のできるだけ高解像度であること。

イ イラストデータ

(ア) ソフトウェア Adobe Illustrator CS5 で作成した版下データ

(イ) 再編集可能なデータ

(4) 製作業務全般の管理

受注者において、専門の編集員による原稿の読み込み（素読み校正）や標記の統一を図るための内容の確認を行った後、発注者による内容の確認及び校正を受けること。

受注者は、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応しなければならない。

6 掲載する内容

(1) 市長と市民の対談（本市の将来像である「まち・ひと ともに育ち輝く伊予市」をテーマに、下記(5)に基づく内容とすること。）

(2) 市章、市の花、市の木

(3) 名誉市民・市民功労賞受賞者

(4) 歴代 3 役及び教育長、歴代議長及び副議長

(5) 市政全般（参考資料：第 2 次伊予市総合計画）

ア 未来戦略（重点プロジェクト）

イ 快適空間都市の創造

ウ 健康福祉都市の創造

エ 生涯教育都市の創造

オ 産業振興都市の創造

カ 参画協働推進都市の創造

(6) 地域資源（観光、文化、伝統、歴史、食、地場産業、特産品等）

(7) 観光マップ

(8) 位置図

※(1)～(6)は英訳を含む。

7 再委託等の制限

受注者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

8 納品する成果品

- (1) 第5項第2号に定める市勢要覧 1,000部
- (2) 第5項第3号に定める電子媒体 (DVD - ROM) 一式

9 納入場所

伊予市総務部総務課

〒799-3193 愛媛県伊予市米湊 820 番地

電話：089-982-1111（内線 1322）

10 その他

- (1) 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たしたものとすること。なお、品質が十分に確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。
- (2) 完成した伊予市勢要覧の原版及びデータの所有権並びに印刷物の著作権等、一切の権利は発注者に帰属するものとする。
- (3) 発注者は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携を推進するため、ホームページ配信など、二次的、三次的な利用と、それに伴う再編集についても可能なように対応すること。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受注者に留保するものとし、この場合、発注者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (4) 成果品が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。
- (5) 本業務により収集した個人情報の取り扱いについては、受注者側で一切の責任を負うこと。
- (6) 受注者は、業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、発注者と協議の上、誠意をもって処理すること。